

# 「森林環境譲与税」と「<sup>もり</sup>ふくしま森林づくり県民税」の主な取組

## 森林環境税(森林環境譲与税)

### 市町村は

森林整備や森林整備につながる事業に活用しています。

#### 森林整備

- 森林所有者等が自ら管理できない森林の整備(森林経営管理制度)
- 国や県の既存の事業では対応できない森林の整備

#### 森林整備につながる事業

- 森林情報の収集
- 地域木材の利用促進
- 市町村における普及啓発活動

### 県は

市町村の森林整備を支える事業に活用しています。

#### 市町村の森林整備を支える事業

- 森林情報の更新
- 林業を担う人材の育成・担い手の確保
- 林業従事者の働く環境の改善

## ふくしま<sup>もり</sup>森林づくり県民税

県が広域的に実施する森林環境を保全する取組や森林を守り育てる意識を広げる取組に、市町村と協力して活用しています。

#### 森林整備

- 森林所有者等が自ら管理する森林の整備を支援
- 花粉の発生源対策

#### 木材利用

- 県産木材の利用促進

#### 森林を守り育てる意識を高める取組

- 幼少期から大人までの森林環境学習
- 県民参画による<sup>もり</sup>森林づくり

森林所有者等が行う森林の整備



伐採

植栽

市町村が行う森林の整備



林業を担う人材の育成



森林環境学習



花粉の少ない苗木づくり



木材の利用



2つの税を有効活用して持続可能な森林管理を推進しています

# ○役割分担を受けた森林環境基金事業の見直し 森林環境交付金事業

## (1) 交付金事業の再編

基本枠の対象分野から、「森林の適正管理推進」、「森林整備の推進」をなくし、「県民参画の推進」、「森林環境学習の推進」の2つの分野のみを対象とする一方、重点枠は変更せず、「県産材の利活用推進」、「木質バイオマスの利活用推進」、「その他（地域提案型森林整備等）」の3つの対象分野とする。

### ○第4期（R3～R7）

枠	対象分野
基本枠	県民参画の推進
	森林の適正管理推進
	森林環境学習の推進
	森林整備の推進
重点枠	県産材の利活用推進
	木質バイオマスの利活用推進
	その他



### ○第5期（R8～R12）

枠	対象分野
基本枠	県民参画の推進
	→（森林環境譲与税で執行）
	森林環境学習の推進
	→（森林環境譲与税で執行）
重点枠	県産材の利活用推進
	木質バイオマスの利活用推進
	その他（地域提案型森林整備等）

## (2) 基本枠の交付金の算出方法

対象分野から、「森林の適正管理推進」を対象外とすることに伴い、現行の算出基礎としている「森林の適正管理推進費」をなくし、児童生徒割については、物価上昇や、現在の森林環境学習の実施状況を踏まえて小学校及び中学校の一学年平均児童生徒数に500円／人を乗じていたものを1,000円／人とする。

※算出基礎：基礎額＋森林割＋児童生徒割

基礎額は、一市町村当たり1,000,000円に財政力指数に応じた補正額を加算。

森林割は、各市町村の民有林面積に100円／ha、国有林面積に50円／ha乗じた額。

児童生徒割は、小中学校の一学年平均児童生徒数に1,000円／人を乗じた額、並びに小中学校数に15,000円／校を乗じた額、及び義務教育学校数に30,000円／校を乗じた額。

## (3) 交付金の交付方法

### ア 基本枠

- ・（2）の算出基礎により得られた額を市町村ごとの交付額の上限として市町村の要望に応じて交付する。

### イ 重点枠

- ・重点枠については、各年度の森林環境交付金事業全体の予算から（3）アの交付額を差し引いた金額を予算額の上限として、要望のあった市町村へ交付する。